

京都市男女共同参画推進条例の一部の施行期日を定める規則を公布する。

平成16年3月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第146号

京都市男女共同参画推進条例の一部の施行期日を定める規則

京都市男女共同参画推進条例中第10条第3項及び第5項（審議会に関する部分に限る。）、第4章並びに第5章の規定の施行期日は、平成16年4月1日とする。

（文化市民局共同参画社会推進部男女共同参画推進課）